

## 相続登記の必要書類【一覧表】

区分	書類名	詳細・備考
被相続人 (亡くなられた方)	戸籍謄本、除籍謄本 改製原戸籍	出生から死亡までの連続したもの 【取得先】本籍地の市区町村役場
	住民票の除票 (または戸籍の附票)	登記簿上の住所及び本籍地の記載のあるもの 【取得先】住所地の市区町村役場 (戸籍の附票は本籍地)
相続人 (遺産を受け継ぐ人)	戸籍謄本	法定相続人全員のもの 【取得先】本籍地の市区町村役場
	住民票	新しく名義人になる方のもの 【取得先】住所地の市区町村役場
その他	固定資産評価証明書	名義変更する年度のもの 【取得先】不動産所在地の市区町村役場
	相続関係説明図	戸籍謄本などの原本を還付(返却)するのに必要 【取得先】自分で作成(または司法書士が作成)
	遺産分割協議書	法定相続分以外で名義変更する場合 【取得先】自分で作成(または司法書士が作成)
	印鑑証明書	法定相続分以外で名義変更する場合 【取得先】住所地の市区町村役場
	不在籍証明書 不在住証明書	必要書類が揃わない場合など 【取得先】市区町村役場
	登記済権利証 (登記識別情報)	必要書類が揃わない場合など 【取得先】手元にあるもの
	上申書	必要書類が揃わない場合など(印鑑証明書も添付) 【取得先】自分で作成(または司法書士が作成)
	相続人全員の本人確認 資料(運転免許証等)	当センターに手続きをご依頼の場合 【取得先】手元にあるもの

不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください【**相談無料**】

**司法書士法人 不動産名義変更手続センター**

**0120-670-678**

電話相談受付時間：9:00～18:00(土日祭日を除く)

<https://www.meigi-henkou.jp/>

# 司法書士法人 不動産名義変更手続センターを選ぶ理由

2024年4月の義務化を確実にクリアするため、当センターの専門体制をご活用ください。

## 1. 専門性と豊富な実績：相続登記の「プロフェッショナル」

- 東京で相続登記・不動産名義変更を専門とする実績豊富な司法書士法人です。
- 毎年2,000件を超える無料相談実績があり、複雑な事案も多数解決しています。
- この実績と専門特化が、迅速かつ正確な手続きを可能にします。

## 2. 依頼者の不安を解消する「明確でシンプルな料金体系」

- お客様の不安を解消するため、明確で分かりやすい料金設定を徹底しています。
- 複雑な設定や、後から追加される分かりにくい加算がないシンプルな費用プランをご用意。
- 費用のお見積りは無料で、総額の費用を自動計算シミュレーションで簡単に知ることができます。

## 3. 全国対応・オンライン申請による地理的制約の解消

- オンライン申請により全国の法務局に対する申請が可能です。
- 遠方の不動産であっても、交通費や日当などの費用追加は一切発生しません。

## 4. ワンストップサービスと他士業連携による総合サポート

- 名義変更手続きに関する「相続の問題」「法律の問題」「税金の問題」についても、全てサポートするワンストップサービスを提供。
- 弁護士、税理士、不動産業者などと強固に連携し、幅広いニーズに対応可能です。

## 5. 依頼から完了までの期間短縮と、手間のかかる作業の完全代行

- 面倒な作業（戸籍収集、遺産分割協議書の作成など）を全てワンストップで代行するため、依頼者は完全に手間から解放されます。
- 土曜・日曜・祝日や夜間（要予約）でも相談に対応しており、柔軟なサービス提供を心がけています。

«司法書士法人 不動産名義変更手続センター»

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-6-11 九段渋木ビル4F

TEL: 03-6265-6559 / FAX: 03-6265-6569

E-mail: info@meigi-henkou.jp

代表 司法書士 板垣 隼